

新潟港（西港区）公有水面埋立事業 環境影響評価書に係る環境大臣の助言

本事業は、北陸地方整備局が、新潟県新潟市に位置する新潟港（西港区）において、港湾機能の維持のために行う航路・泊地の浚渫により生じた土砂を用いて行う海面埋立事業である。

信濃川の河口部に位置する新潟港（西港区）は、港湾機能の維持のため航路・泊地の浚渫が不可欠となっており、年間約 85 万立方メートルの浚渫が計画されている。従来、浚渫土砂は一部埋立処分を除き新潟西港沖に海洋投入処分を行っていたが、国際的な海洋環境保全への意識の高まりを背景とした海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の改正に伴って、浚渫土砂の処分方法について見直し、海洋環境への影響評価と浚渫土砂の有効利用への努力が求められている。

このような背景から、平成 12 年 7 月に改訂された新潟港湾計画において、信濃川河口部の新潟空港地先海面が、新潟港における浚渫土砂をはじめとする港湾整備事業に伴い発生する土砂の処分用地として位置づけられており、本事業により約 54 ヘクタールの公有水面埋立てが行われる計画となっている。

埋立地整備は、護岸工事及び埋立工事により行われるが、埋立工事に伴う浚渫土砂の運搬は、船舶で運ぶ方法（夏季）と浚渫土砂排送設備から排砂管により圧送する方法で行い、浚渫土砂排砂設備及び排砂管は埋立工事完了後に撤去される予定である。

事業計画地周辺には、海水浴場や住宅等があるほか、自然性がある程度維持された海浜や植生も見られ、事業の実施及び当該海域での埋立処分の実施に当たっては港湾機能の維持や海洋汚染の防止とともに、沿岸自然環境等の保全に留意する必要がある。

このため、以下の措置を講ずる必要がある。

1. 浚渫土砂の処分方法検討における沿岸自然環境への配慮について

国際拠点港湾である新潟港（西港区）の港湾機能の維持の必要性及び国際的に海洋投入処分が原則禁止になったことによる海洋投入処分抑制の必要性に鑑みれば、将来的にさらに海面の埋立てが検討されることも予想される。これにより海面の埋立てが進めば、阿賀野川河口部など自然性がある程度維持された海岸の消失や埋立地の増加による浅海域への累積的影響等が懸念される。

このため、浚渫土砂の削減や海面埋立て以外の有効活用方策の検討をさらに進め、できる限り早期に具体的措置を講じるとともに、追加的な海面埋立てが必要となった場合において、今後の埋立処分用地の配置等の検討に当たっては、沿岸の自然環境の保全に留意すること。

2. 浚渫土砂排送設備の稼働時における騒音及び振動の予測・評価について

浚渫土砂を埋立地に運搬するための浚渫土砂排送設備については、構造等の詳細を検討中との理由から稼働時の騒音及び振動に関する予測及び評価が行われていない。

このため、浚渫土砂排送設備の構造等の詳細の決定後、騒音及び振動について予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

3. 排砂管の撤去時における水質の予測・評価について

浚渫土砂排送設備と埋立地を結ぶ排砂管は、一部の区間について事業実施区域近傍に山の下船江町海水浴場があること等から海底に設置することとなっている。排砂管は埋立て工事完了後に撤去することとされており、撤去時期は事業実施13年度目の4月から7月までの期間で計画されている。

山の下船江町海水浴場の利用シーズンは、監視・救護所の開設時期から判断すると7月中旬から8月中旬頃と考えられ、排砂管撤去工事と海水浴場利用シーズンが重複する可能性がある。海底の排砂管撤去工事では、海底掘削や資材撤去等に伴って海水の濁度増加が生じ海水浴場の利用に影響を及ぼすことが懸念される。

このため、排砂管の撤去について濁度等の水質に関する予測及び評価を行い、必要に応じて排砂管撤去工事時期の調整その他の環境保全措置を検討すること。